

数 値 基 準 (水道)

1. 数値基準の適用範囲

この数値基準は、横須賀市上下水道局が発注する水道施設工事及び舗装工事に適用する。ただし、設計書及び局ホームページで公開している水道工事共通代価表（一位代価表）に表示されている数値については、その数値を優先する。

2. 本工事内訳書及び内訳書の数量における数値基準

土量、ダンプトラック運搬、コンクリート、モルタルの数量は小数点以下1位止め（2位を四捨五入）とし、その他は整数止め（小数点以下1位を四捨五入）とする。

3. 水道工事共通代価表（一位代価表）の数量における数値基準

(1) 材料（損料計上を含む）について、数量1以上の場合は小数点以下1位止め（2位を四捨五入）とし、数量1未満の場合は小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とする。ただし、単位が『t』のうちアスファルト合材は、小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とし、鋼材は小数点以下3位止め（4位を四捨五入）とする。

(2) 労務及び機械の運転時間は、小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とする。

(3) 最小表示数値について、上記（1）（2）に当てはまらない最小数値以下の数量の場合は、基準より小数点部分を1位または2位まで下げることができる。

4. 金額

(1) 設計書の各構成要素の数量に単価を乗じて得た金額は円止めとし、1円未満は切捨てとする。

(2) 設計書における工事価格は万円止めとする。

【お問い合わせ】

上下水道局 技術部 水道管路整備課

TEL : 046-823-0684

FAX : 046-822-4292

メール : wsf-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

参考資料

1 工事及び業務委託等積算時に必要な各種基準について

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| (1) 水道工事基準書関係(仕様書・施工技術書・設計技術書) | 【横須賀市上下水道局(水道)】 |
| (2) 水道工事積算単価関係(共通代価表・共通単価表) | |
| (3) 水道事業実務必携 | 【全国簡易水道協議会】 |
| (4) 土木工事標準積算基準書(土木工事編Ⅰ・Ⅱ) | 【神奈川県県土整備局】 |
| (5) 積算参考資料(【土木工事編】、【計画・調査編】) | |
| (6) 設計業務等標準積算基準書 | |
| (7) 土木工事資材等単価表 | |
| (8) 公共工事設計労務単価表 | |
| (9) 設計業務委託等技術者単価表 | |
| (10) 建設機械等損料表 | |

2 局共通基礎単価・共通代価管理について

- (1) 基礎単価は、下記を採用する。
- ア 土木工事資材等単価表
公共工事設計労務単価表
設計業務委託等技術者単価表
 - イ 月刊 建設物価
月刊 積算資料
 - ウ 建設機械等損料表
 - エ 見積り単価
- 【(財)建設物価調査会】
【(財)経済調査会】
- (2) 積算歩掛は下記を採用する。
- ア 水道事業実務必携
 - イ 土木工事標準積算基準書
 - ウ その他（上記ア、イの基準書等に寄りたい場合は、他の基準書等を採用する。）
- (3) 局単価改正は年4回(4月、7月、10月、1月)、局代価改正は年1回(10月)を標準とし、採用単価及び基準書等は下表とする。ただし、物価変動等の諸事情により別途単価世代を作成する場合がある。

使用資料		単価世代				
		4月世代	7月世代	10月世代	1月世代	
基礎単価	ア	土木工事資材等単価表	4月版	7月版	10月版	1月版
		公共工事設計労務単価表				
		設計業務委託等技術者単価表				
	イ	月刊 建設物価	3月版	6月版	9月版	12月版
		月刊 積算資料				
	ウ	建設機械等損料表	前年度版	当年度版		
エ	見積り (1年間有効)	4月版				
積算歩掛	ア	水道事業実務必携	前年度版	当年度版		
	イ	土木工事標準積算基準書	前年度版	当年度版		